

## 生活困窮者自立支援金の支給及び 市独自の臨時福祉商品券を交付します

総合支援資金の再貸付の終了などから、貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るとともに、円滑な生活保護の受給につなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。

また、市の独自事業として、地域経済の活性化を目的に令和3年度の住民税非課税世帯を対象に15,000円分の臨時福祉商品券を交付します。

### 1 支給内容

- (1) 生活困窮者自立支援金 申請月から3か月  
月額：単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円
- (2) 臨時福祉商品券 対象世帯1世帯あたり15,000円分の臨時福祉商品券

### 2 対象者

- (1) 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（生活保護受給の世帯を除く）で、住居確保給付金の収入基準額を超えないこと。
- (2) 令和3年1月1日時点で志木市に住民票があり、引き続き、8月1日時点において住民登録されており、令和3年度の課税状況（令和2年中の収入）が、住民税非課税等であること。  
詳細は市ホームページをご覧ください。

### 3 申請受付日時・申込み場所

	申請書の送付	申請締切	申請先、相談受付窓口
(1) 生活困窮者自立支援金	7月5日 (月)～	8月31日 (火)	志木市社会福祉協議会 9時～16時
(2) 臨時福祉商品券 (市独自事業)	8月上旬～	10月15日 (金)	志木市臨時福祉商品券事業推進室 電話問い合わせ、郵送のみ受付

- ・志木市社会福祉協議会 志木市総合福祉センター内（志木市上宗岡1-5-1）
- ・志木市臨時福祉商品券事業推進室 志木市役所第2庁舎内（志木市本町5-24-15）

記者発表資料  
令和3年7月5日  
福祉部共生社会推進課  
共生社会推進グループ  
担当者／主査 高山 佳明  
電話番号／048-473-1111  
内線2493

志 木 市